

# 14 基本報酬・加算・減算

## (1) 基本報酬 ※ 令和6年度報酬改定の改正事項

〔 児童発達支援、放課後等デイサービス 〕

### ◆ 基本報酬区分の見直し

個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた報酬体系へと改められ、**支援時間による区分**が設けられました。

時間区分	時間区分1	時間区分2	時間区分3※
計画時間	30分以上1時間30分以下	1時間30分超3時間以下	3時間超5時間以下

※ 放課後等デイサービスでは、学校休業日のみ算定可

### ◆ 取扱い

	計画時間 $\leq$ 実利用時間	計画時間 $\geq$ 実利用時間
利用者の都合による場合	計画時間により算定	計画時間により算定(基本)
事業所の都合による場合	実利用時間により算定	※ 利用者や学校都合等により計画時間と異なる状況が想定される場合、想定される具体的な内容を計画に定める等することで実利用時間による算定が可能

◎ 計画時間と利用時間が合致しない状況が続く場合には、個別支援計画の見直しを行ってください。